

## ⇩ 停止条件付遺贈

**Q** : 父が先日死亡し、遺言書が発見されました。それによりますと、孫（私の子）に対し「結婚したら住宅を遺贈する」旨が書かれていました。孫は、まだ数年以内に結婚する予定はないのですが、この場合相続税の申告はどのようになるのでしょうか？ なお、相続人は私と母の2人です。

**A** : 次のとおりです。

### 【解説】

ご質問のように、何らかの条件が成就しなければ遺贈の効果を生じないものを停止条件付遺贈といいます。相続税では、申告期限までに条件が成就しない場合には、その遺贈の目的となった財産については未分割財産として取扱い、相続人は民法の規定による相続分（法定相続分）によってその財産を取得したものと課税価格を計算し、申告することとされています。

ただし、相続人がその財産を相続財産として分割し、その分割により取得した財産の価額を基礎として申告をした場合には、その申告を認めることとされています。

ご質問の場合、相続税の申告期限までに、お孫さんのご結婚予定はなく、条件を成就することはないと思われますので、上記の方法により申告することとなります。

なお、受遺者であるお孫さんが後日結婚し、条件を成就したことにより住宅を取得した場合には、その取得後の財産価額に基づいて税額の計算をやり直し、修正申告又は更正の請求をすることとなります。

